

(仮称) 静岡市自治基本条例公開講座【第1回】

日 時 平成16年11月2日(火) 19:00~20:20
 場 所 静岡市立南部公民館
 出席市民 7名
 事務局 山村行政改革推進室長 加藤主幹 中嶋主任主事
 内 容 中間案について説明した後、出席者と意見交換を行った。
 意見の内容は次のとおり

質疑等事務局と意見交換したご意見一覧

	市民の皆さんからのご意見	事務局の回答、意見等
1	<p>(1)第25条(住民投票の実施)について、重要な案件に限定するとはいえ、議会も存在するのだから、安易に住民投票へ流れるような規定を設けることは疑問。</p> <p>(2)永住外国人に住民投票実施の請求権を与えているが、憲法でも国民は日本人国籍を有することを原則としており、認めるべきではないと思う。</p>	<p>(1)住民投票の規定については多く議論をした。第25条は住民投票をやらねばならないという規定ではなく、案件に応じて住民投票実施の条例をつくることのできる、という主旨。条例制定時に議決が必要なので、最終的には議会が判断する。</p> <p>(2)永住外国人は第26条で請求権者に含めているが、投票権まで担保するものではない。市民を住民に限定せず幅広く定義しているのがこの条例の精神であり、永住外国人も国籍を問わず平等に扱うため請求権者に含めたもの。検討を要するご意見であり、持ち帰ってさらに議論を深めたい。</p>
2	<p>(1)市民の定義において、行政が本来責任を果たすべき住民と、通勤・通学者を対等に扱っていいのか？団体は別の方法で市政に参画させるべき。経済力を持つ団体の力で都市計画が決められたら、住民の利害が損なわれる恐れがある。住民の暮らしを守るという観点で規定すべき。</p> <p>(2)まちづくりという言葉は一般的には都市計画と受け止められるので、誤解を与えないよう配慮すべき。</p> <p>(3)第8条で市民の分任について規定しており、趣旨は理解できるが、受益者負担を強調すると貧富の差により公平性が損なわれるので、公平性を配慮すべき。</p>	<p>(1)市民の定義づけも議論を繰り返してきたが、住民に限らず、通勤・通学者や事業者、法人もまちづくりと一緒にやっていく市民であるという平等の精神から、このように規定した。</p> <p>(2)ご指摘のとおり、まちづくりは都市計画のみならず、福祉や環境など様々な分野における公共的な活動をすべて含めたものと認識している。</p> <p>(3)第8条における負担の分任は、市民のそれぞれの状況に応じた負担をしてもらうよう考えている。これらのことについては、別途わかりやすい表現で解説書を作り、説明するよう考えている。</p>

3	<p>まちの特色を考えると、静岡はそこそこ平和にのんびり暮らせるまち、という印象があり、そこに注目して将来 100 万都市を目指すならば、もっとオープンに市外の人を受け入れるという考えを持つべき。その点外国人に直接請求権の縛りかけるのはどうか。近隣市の住民や通勤通学者も受け入れていかなば将来のグローバル化には繋がらない。市民の枠も国際的に捉え、住民投票の国籍要件も案件によって変えられるよう、広めたままのほうが、未来の静岡にとって特色あるまちづくりができると思う。</p>	<p>ご意見のとおり、もっと人が集まるまちにしたいという主旨から、市民の定義を広くしている。</p>
4	<p>(1)まちづくり審議会はすごく大事。審議会の委員は特定の市民団体から選出される傾向があり、市民がもっと気楽に参加できるようにするためにも、この審議会は公募の委員を増やしたほうがいい。</p> <p>(2)市の職員もこの条例の意義をちゃんと考えるべき。個別の行政分野だけではなく、すべての分野が有機的にまちづくりに繋がっていることを認識して欲しい。</p>	<p>(1)審議会等は現在も市民委員の2割を公募している。まちづくり審議会も最低2割は公募することになる。</p> <p>(2)この条例が施行されても直ちに理想的な状況にはならず、時間がかかると思っている。職員の縦割り意識を無くして横のつながりを深めたり、市民が参画の権利を理解して、参画の枠を広めていくなど、一辺に変わるのではなく、徐々に良くなっていくと思う。</p>

第1回公開講座におけるご意見数 計4件